

後見制度について（５） ～法定後見制度④～

今回は、どんな場面で「法定後見制度」の利用が必要になるのかということをお伝えしました。実際に、4親等以内の親族が申立の主役となって、家庭裁判所の手続きをすることになると、まずは「後見」「保佐」又は「補助」のうち、どの類型で申立てをするのかということが問題となります。つまり「後見開始の申立」であれば「成年後見人」を、「保佐開始の申立」であれば「保佐人」を、「補助開始の申立」であれば



「補助人」を、家庭裁判所に選任してもらうこととなります。ちなみに、「任意後見制度」の場合は、このように判断力低下の程度によって類型が異なることはありません。

「法定後見制度」において、3つの類型のどれに該当するのかについては、申立に際して必ず用意する医師の診断書を参考にします。全国の家庭裁判所のホームページから、診断書の書式をダウンロードすることが可能です。その中で、認知症の検査結果と共に、作成する医師による「判断能力についての意見」というチェック項目欄があり、そこで、「後見相当」「保佐相当」又は「補助相当」という意思の見立てが示されることとなります。

東京家庭裁判所の書式では、「支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない（後見相当）」、「支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない（保佐相当）」、「支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある（補助相当）」、「契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができる（そもそも申立ての必要なし）」という4段階から、医師が判断能力についての意見を表明することになっています。

また、職務上の立場から本人を日常的に支店している福祉関係者（ケアマネ、病院や施設の相談員、ソーシャルワーカーなど）が記載する「本人情報シート」という書類も参考とすべきでしょう。

成年後見人、保佐人、補助人は、いずれも「代理権」「同意権」及び「取消権」という権限が与えられていますが、それぞれ権限を使える範囲にかなりの違いがあります。

成年後見人は、法定代理人として、包括的に「代理権」と「取消権」の権限を与えられています（ただし、本人による日常的な買い物を除く）。

保佐人は、日常生活のことについては本人が自分で判断するものの、民法で定められた重要な9つの行為（重要な財産に関する行為、訴訟行為など）については、その判断を保佐人が単独で行えるように、限定的な「代理権」が与えられています。そして、「同意権」と「取消権」についても、民法で定められた9つの行為についてのみ与えられています。

補助人は、判断能力は多少不足するものの、日常生活には問題のない場合に、本人のサポートを行う立場なので、保佐人と同様「代理権」「同意権」及び「取消権」が与えられるものの、保佐人と比べるとこれらを使える場面に制限が加わることとなります。 つづく